

○釧路市音別町森林体験交流センター条例施行規則

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日

釧路市規則第 2 0 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釧路市音別町森林体験交流センター条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 8 7 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第 2 条 釧路市音別町森林体験交流センター（以下「森林体験交流センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときはこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 1 0 時まで

(2) 休館日 月曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日までの日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日

(使用の承認等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により、森林体験交流センターの使用の承認を受けようとする者は、使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者が、森林体験交流センターの使用を中止し、又は変更しようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 6 条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げる団体が使用するときとする。

(1) 市及びその行政機関

(2) 社会教育関係団体

(3) 農林漁業関係団体

(4) 社会福祉関係団体

(5) 学校教育関係団体

(6) その他市長が適当と認めた団体

(遵守事項)

第 5 条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 危険物及び危険のおそれのあるものを持ち込まないこと。

(2) 指定された場所以外において火気を使用しないこと。

(3) 施設内を汚染し、又は附属設備等を損傷をしないこと。

(4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。

(使用の制限)

第 6 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、森林体験交流センターの使用を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 前条に違反すると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) その他職員の指示に従わないとき。

(委任)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 6 月 2 3 日規則第 1 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。